

高知県農業施策に関する 建議に対する回答書

<建議項目>

1. 農地中間管理事業の円滑な推進について . . . 1
2. 「活かすべき農地」の確保と有効利用の推進について . . . 2
3. 耕作放棄地の発生防止・解消対策の強化について . . . 4
4. TPP交渉への対応について . . . 6
5. 農業委員会制度等の改正に伴う農業委員会への支援について . . . 8
6. 都道府県農業委員会ネットワークに対する支援について . . . 9
7. 農業者の代表としての「意見の提出」の法制化について . . . 11

1. 農地中間管理事業の円滑な推進について

機構が有する中間管理機能を最大限に活用して、地域の実情に即した簡易な基盤整備など積極的な対応をお願いしたい。

併せて、中山間など条件が不利で借り受け希望の少ない地域において、地域に根ざした集落営農や法人経営体等の農地利用を推進するための農地流動化交付金制度の創設を検討されたい。

(回答)

- 1 既存の基盤整備事業を活用することで、農地中間管理機構の機能を生かしたきめ細かい基盤の実施は可能なので、県としては、これらの事業の積極的な活用を図っていきたいと考えています。
- 2 基盤整備事業の実施には、まず地域での関係者の合意形成が必要なので、各市町村農業委員会や県農業会議には、農地の有効活用に向けた地域での話し合いを促し、事業実施に向けた合意形成を作り上げるなど、積極的な協力をお願いしたいと考えています。
- 3 県としては、これらの事業について、国に対して十分な予算の確保を働き掛けていきます。

2. 「活かすべき農地」の確保と有効利用の推進について

「活かすべき農地」を明確にしたうえで、これらの農地に対しより高度な利用のための基盤整備や水路などの維持管理を進められたい。

また、農業振興地域整備計画の見直しを行うにあたり農用地利用計画の全体見直しが行われることになっているが、農地転用などにより農用地利用計画の変更が必要となった場合でも、こうした「活かすべき農地」を明確にした対応ができるよう市町村への指導を強化されたい。

さらに、日本型直接支払制度について、地域の農業者や共同活動組織等がより取り組みやすい制度となるよう国に対して要請されたい。

(回答)

1 まず、「活かすべき農地（守るべき農地）」を明確にする市町村の農用地利用計画については、県知事に協議して同意を得る必要はあるものの、市町村自らが定めるものです。

したがって、市町村が、農地として守っていききたいというのであれば、それを農用地利用計画として明確に位置付ければ、守ることは可能な仕組みになっています。

- 2 このような目的をもつ農振法の適切な運用については、今後も市町村に対して説明を行っていきます。
- 3 こうした農地の持つ多面的機能や農地・水路・農道等の地域資源を守るうえで、日本型直接支払制度は大切な制度です。
多くの農業者や活動組織等に取り組んでいただきたいと考えております。
- 4 県としては、各地域にとってより取り組みやすい制度となるよう、国に対し、「中山間地域等直接支払制度」については要件の緩和を、「多面的機能支払制度」については予算の確保を行うよう政策提言を実施したところです。
- 5 今後とも、地域の皆様が本制度を活用できるよう県としても積極的に支援していきます。

3. 耕作放棄地の発生防止・解消対策の強化について

有利作物の導入・開発は引き続き追及するとともに、これと並行して現状における実現可能な対策として、地域住民や一般消費者との交流を含む農業委員会、集落営農組織、社会福祉法人等による以下のような活動に対する助成措置を講じられたい。

- (1) 農業委員会が耕作放棄地の再生作業を実施し、保育園児や小学生などとの交流活動を通して広く地域住民に農地の有効活用の重要性を周知し、その後に地域の担い手への利用権設定につなげる取り組み。
- (2) 地域に根ざした集落営農組織等が、耕作放棄地を再生して一般消費者の農作業体験や伝統行事に活用し、農地の多面的機能と農村環境の良さをアピールする取り組み。
- (3) 社会福祉法人等が行う農作業が持つ身体的障害の「機能回復」や、美しい景観を活用した園芸セラピー農園としての利用。

(回答)

- 1 耕作放棄地の再生については、国の補助事業があるので具体的な計画があれば、詳細について協議していただきたいと考えております。
- 2 集落営農組織は、耕作できなくなった農地を利用集積するなど、耕作放棄地の発生防止に大きく寄与しています。

3 集落営農組織等が、農地を活用し、農作業体験などの都市住民との交流に取り組む場合に必要な農業機械・施設の整備については、県単事業で支援します。

4 最後に、障害者の機能回復等の取組みについては、「生活介護」の事業所において、活動の一つとして農業に取り組んでいるところは見受けられますが、障害者の機能回復等の観点から取り組んでいるという事業所はお聞きしておりません。

一方、障害者の就労分野の障害者施設では、施設利用者の経済的な自立を目指して、職業能力の開発（向上）と、工賃の確保に取り組むため、より収益性の高い生産活動に取り組む必要があり、「園芸セラピー農園」等を障害者施設が担うには収益性の観点から困難であると考えますが、地域の生産者との連携による農産物の高付加価値化への取組みなどを通じて、本県の農業の魅力を発信していくお手伝いは、十分可能であると考えます。

4. TPP交渉への対応について

生産現場の懸念と不安を払拭するとともに、引き続き国民に対する食料の安定供給と農業の持つ多面的機能を十全に確保していく必要があります。

そのため、対策の構築にあたり下記の事項について国に強く要請されたい。

- (1) 合意内容の正式文書を公表し、国会を含め国民的な議論に付すとともに、合意内容が国内農業に与える影響について十分に精査し、試算データの公表、十分な説明を行うこと。
- (2) 今回の合意内容を踏まえて、今年3月末に策定した、10年先を見通した食料・農業・農村基本計画に及ぼす影響及び目標との整合性を検証し、万全な対策をとること。
- (3) 国内対策の検討にあたっては、認定農業者をはじめとする広範な担い手の意向をしっかりと組み上げ、万全の予算措置と併せて、国会決議にある「再生産」を可能とすること。

(回答)

- 1 国において、TPPの効果を我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、TPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにした政策大綱を平成27年11月25日に決定されました。

農業分野に関しては、重要品目を中心に意欲ある農業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生

産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実などを図ることとし、平成 27 年度補正予算案において、T P P 関連として、3, 1 2 2 億円を計上しているところです。

- 2 また、昨年 12 月 24 日には、T P P 協定の経済効果分析の結果が公表されております。このなかで、国内農畜産物の生産額への影響については、約 878 億円～約 1, 516 億円の減少が見込まれています。

今月 29 日には、高知県での説明会が開催されることとなっており、これらについての詳細かつ丁寧な説明があるものと考えています。

- 3 今後は、政策大綱の中で、農業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略などについて、平成 28 年秋を目途に政策の具体的内容を詰めることとされていることから、県としては、実情に応じた実効性のある対策が打ち出されるよう、必要に応じて国に提言してまいりたいと考えています。

5. 農業委員会制度等の改正に伴う農業委員会への支援について

新制度への円滑な移行・新体制の整備に対する市町村農業委員会への指導・支援を強化されたい。

また、市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制を整備・強化するため、市町村等の積極的な対応による専任職員の十分な配置や資質向上等の対策を強化するとともに、そのための予算を確保するよう、国に働きかけられたい。

(回答)

- 1 農業委員会制度の改正に伴う円滑な移行・新体制の整備には、これまでも説明会を開催し周知しており、これからも積極的に情報提供を行っていきます。
- 2 専任職員の十分な配置は交付金で対応できます。また、職員の資質向上は、農政局や県が主催の研修会に積極的に参加していただき、職員の資質向上に繋がるよう努めていきます。

6. 都道府県農業委員会ネットワークに対する支援について

農業会議が「都道府県農業委員会ネットワーク機構」へ円滑に組織変更できるよう支援するとともに、財政基盤を維持・強化し、現行の仕組みが継承されるよう措置されたい。

また、改正農地法の運用については、農地行政の適正な実施が保たれるよう適切な仕組み作りを検討し、農業委員会への指導を強化されたい。

併せて、都道府県農業委員会ネットワーク機構が関与する「農地転用許可」等の法令業務の適切な執行にあたり、優良農地確保のためのチェック機能が充実・強化されるよう、国費補助と県の支援措置を強化されたい。

(回答)

- 1 農業会議の都道府県農業委員会ネットワーク機構への組織変更等については、適切に行われるよう支援していきます。
- 2 農地転用について、農業委員会が、都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行うかどうか、法律上任意の事案の取り扱いを、県が一律に指導することは困難と考えていますが、優良農地の確保や農地利用の適正化を図ることは重要であり、農地転用事務が市町村農業委員会において適切に行われるよう、指導してまいります。

- 3 農業委員会ネットワーク機構に対しては、これまでの農業会議と同様に補助するなど、今後も支援していきます。

7. 農業者の代表としての「意見の提出」の法定化について

これまで地域の「人と農地」を守ることを任務としてきた農業委員会組織が、その本来の役割を果たしていくために、県段階と市町村段階の新たなネットワークの機能を有効に活用しながら、現場の問題点を的確にとらえた意見提出に努めていく所存ですので、県も提出した意見を考慮され、広く農業者の利益の向上、農業の健全な発展を目指す観点から施策の実施にあたられたい。

(回答)

- 1 県としては、今後も都道府県農業委員会ネットワーク機構等からの意見を十分に聞かせていただき、施策の反映などに繋げていきたいと考えています。